

諮問庁：株式会社日本政策金融公庫

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独個）諮問第34号）

答申日：平成31年4月17日（平成31年度（独個）答申第1号）

事件名：本人に係る特定期間の交渉記録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（3）に掲げる保有個人情報（以下、（1）及び（3）に係るものを「請求保有個人情報1」、（2）に係るものを「請求保有個人情報2」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報を特定し、その一部を不開示とし、請求保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とし、さらに、請求保有個人情報1につき文書6に記録された保有個人情報（以下、文書1ないし文書5に記録された保有個人情報と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報2を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月6日付け日公総法第29-20号及び同第29-21号により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定及び不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件開示請求は、審査請求人が何度も財務省担当課と架電により公庫に関り相談した内容を含む個人情報を開示請求したものである。それにもかかわらず、本件開示文書には関係する記述は発見できなかった。公庫は、財務省担当課と審査請求人の苦情相談等の内容に

関係する文書を管理しているはずである。

以上の事実は、公庫が重要な「センシティブ情報」を隠蔽している
としか考えられない（近日中に手がかりを入手予定です。）。

イ さらに、公庫の非開示理由は抽象的であり、これが認められると今
後あらゆる場合において情報を非公開とすることができるようにな
ってしまう。

ウ 必要により、適宜、理由を追加する。

(2) 意見書

ア 官僚機構の隠蔽性は特定案件等でも分かりますように昨今マスコミ
でも取り沙汰されておりますが、私たち国民は唯一情報公開・個人
情報保護制度を利用することにより、真実を知ることができるもの
であります。この制度において、実施機関が自らに都合の良い「規
則」解釈により文書を公開しないようなことがあれば、それは、
「国民自身が行政の政策を検証・評価し、歴史のゆがみの原因を発
見することによって、過去の誤った政策を正道に戻す政治の民主的
復元力を担保する」という情報公開・個人情報保護制度の根幹を揺
るがすこととなります。

上記(1)でも述べたように、実施機関は情報の公開をしたくない
だけで組織ぐるみの隠蔽工作を諮っているようにしか見えません。

イ 以下のとおり、実施機関が下記第3の1(3)ないし(5)で述べ
ている考え方について疑問を呈します。

(ア) 下記第3の1(3)イ(エ)ないし(オ)について防犯カメラの
死角や容姿等が明らかになることを支障としているが、それならば
少なくとも音声だけでも開示すべきである。

(イ) 下記第3の1(5)アに該当する文書が新たに開示された(6.
23日入手)が、不開示部分の理由が抽象的であるうえ、財務省と
のやり取りが黒塗り部分に隠されていると考えられる。(当初秘匿
の上開示しなかった文書であることを考えると、実施機関は監督官
庁である財務省に忖度し公開しなかったと推認できる。)

ウ 以上のことから実施機関の理由は正当ではなく、個人情報
を隠蔽することなく全て開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

原処分に対する審査請求人からの審査請求に関し、法43条1項の規定
に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問するにあたり、公庫は、次
のとおり追加で特定し開示等することとし、その余は原処分の維持が適
当と考える理由を説明する。

(1) 経過

- ・ 平成29年11月27日 開示請求書受領
- ・ 平成30年2月5日 開示請求手数料受領
- ・ 同年3月6日 開示（部分開示）決定通知書及び不開示決定通知書発送
- ・ 同月29日 審査請求書受領

(2) 本件請求保有個人情報

別紙の1(1)ないし(3)のとおり。

(3) 原処分

ア 一部開示決定に係る保有個人情報

原処分において一部開示したのは、別紙の2に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報である。

イ 不開示部分

(ア) 文書1ないし文書3のうち、債権管理ノウハウが記録されている部分及び債権管理にかかる方針決定の意思を形成する過程における意見に関する部分、並びに文書1のうち、決裁者の債権管理方針に係る意思が表明されている部分及び債権管理の協議に関する部分

当該部分には、債権管理にかかる調査・確認に関する情報、債務者との交渉に係る事務情報、公庫内部における審議・検討・協議に関する情報などが記載されており、当該部分を開示した場合、公庫における債権管理手続、債権管理内容を明らかにすることとなり、適正な債権管理事務の実施及び債権管理方針の判断に支障を来し、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、公庫の交渉当事者としての地位を不当に害するおそれ、公庫の経営上の正当な利益が害されるおそれ及びその他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条4号並びに5号柱書き、二及びトに該当するため不開示とした。

(イ) 文書1及び文書4のうち、公庫職員及び第三者の個人に関する情報が記載されている部分

当該部分には、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記載されており、法14条2号柱書きに該当するため不開示とした。

ただし、職員情報部分のうち、当該文書における債権管理に関与する職員の氏名にかかる情報については、面接等の担当者の氏名は、当該面接等の際に氏名を名乗り、また、当該債権管理における担当者の上長にあたる者の氏名は、取引者から照会を受けた場合には当該氏名を回答することがあり得る。したがって、当該情報は、法14条2号柱書きに規定している不開示情報に該当するものの、今回

開示することによって生じる不利益は小さいものと考えられ、また、同号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると考えられることから開示とした。

また、当該文書における開示請求者（審査請求人。以下同じ）の妻に関する情報については、同人に対する意見聴取において、開示することの同意が得られていることから開示とした。

（ウ）文書4のうち、公庫職員の印影部分

当該部分には、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記載されており、法14条2号柱書きに該当するため不開示とした。

（エ）文書5のうち、防犯カメラで撮影された部分

当該部分を開示することにより、防犯カメラの死角等が明らかとなり、特定支店の防犯を目的とする対策上の支障が生じ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書き及びロに該当するため不開示とした。

（オ）文書5のうち、面接室のカメラで撮影された部分

当該部分には公庫職員の容姿、声及び氏名、第三者の氏名その他の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記録されているところ、これらの情報は法14条2号柱書きに該当し、また、当該部分から容易に区分して除くことができないため、当該部分全体を不開示とした。

ただし、当該部分のうち、開示請求者と公庫職員が行った面接内容にかかる情報については、当該面接の際に開示請求者自身が体験した情報であり、今回開示することによって生じる不利益は小さいものと考えられ、また、法14条2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると考えられる。また、面接内容にかかる情報に含まれる公庫職員の氏名については、上記（イ）のただし書と同様に、今回開示することによって生じる不利益は小さいものと考えられ、また、同号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると考えられる。加えて、面接内容にかかる情報のうち開示請求者の妻に関する情報については、同人に対する意見聴取において、開示することの同意が得られている。よって、書面化した面接内容に関する情報を開示とした。

ウ 不開示決定に係る保有個人情報

別紙の1(2)に係る保有個人情報は、特定年3月に保存期間(完済日の翌年度4月1日から1年)が満了し廃棄したため、存在しない。

(4) 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 保有個人情報の特定の不備

本件開示請求は、審査請求人が何度も財務省担当課と架電により公庫に関り相談した内容を含む個人情報の開示請求を行ったものである。それにもかかわらず、開示された保有個人情報に本内容に係る記述が見当たらなかった。公庫は、財務省担当課と審査請求人の苦情相談等の内容に関係する文書を管理しているはずである。

イ 理由の提示の不備

公庫の不開示理由は抽象的であり、当該理由が認められると今後あらゆる場合において情報を非公開とすることができるようになってしまう。

(5) 審査請求人の主張に係る公庫の考え方

ア 保有個人情報の特定の不備について

本件請求保有個人情報については、開示請求書の記載から、審査請求人や財務省担当課等と公庫との間の対外的な交渉記録が本件請求保有個人情報であるとの認識のもと、対象となる保有個人情報の調査及び特定を行い、原処分を実施していたところである。他方、審査請求人と財務省担当課間の苦情相談等の内容も本件請求保有個人情報に含まれるとする本審査請求を受け、本件請求保有個人情報が含まれる文書の再調査を行った。その結果、公庫の対内的な記録である「連絡票」に、財務省担当者から聞き取った審査請求人と財務省担当課間の苦情相談等の内容が含まれていることを確認したため、当該文書に記録された本件請求保有個人情報を新たに対象保有個人情報(以下「追加保有個人情報」という。)として特定し、開示等することとする。

念のため、改めて関係部署の執務室内の書架や書庫等の探索を行ったが、本件対象保有個人情報の他に、本件請求保有個人情報を記録する法人文書の存在は確認できなかった。

なお、財務省担当課と審査請求人の苦情相談等の内容を記録した交渉記録等それ自体については、そのような文書が存在するとしても、財務省により作成及び管理されるものであると思われ、公庫は保有又は管理をしていない。上記の再探索を行った際にも、当該交渉記録等それ自体の存在は確認できなかった。

以上より、追加保有個人情報を新たに特定し開示等することとし、その余につき原処分における特定は妥当であるとする。

イ 理由の提示の不備について

審査請求人は、審査請求書において、原処分の不開示理由が抽象的である旨主張する。

開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知に提示すべき理由としては、審査請求人において、不開示とされた箇所が法14条各号の不開示事由のいずれに該当するのかがその根拠と共に了知し得るものでなければならないとされている（平成29年度（独個）答申第66号（添付資料（略）））。

原処分における開示決定通知書では、具体的な不開示部分をそれぞれ特定した上で、各不開示部分が法14条各号の不開示事由のいずれに該当するのかを、その該当理由と併せて記載している。また、不開示決定通知書においても、保存期間満了による廃棄を根拠とする不存在を不開示理由として記載している。

したがって、原処分における不開示理由の記載は、不開示とした部分について不開示事由のいずれに該当するのかをその根拠と共に了知し得るものである。

他方、原処分において、不開示理由を具体化するため、不開示部分に記載されている情報や不開示事由に該当する根拠をさらに詳細に記載した場合、当該記載と開示した保有個人情報から不開示部分に記載されている情報が推測されることにより、法14条が同条各号に掲げる情報について開示義務を課さないこととした趣旨を没却するおそれが生じることとなる。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものであるが、その趣旨を踏まえたとしても、原処分における不開示理由の記載以上に具体的な理由の提示を行うことは適切ではない。

以上より、原処分における不開示理由の記載は、理由の提示として妥当なものであるとする。

(6) 結論

以上の理由から、本件につき、追加保有個人情報を開示等することとし、その余につき原処分の維持が妥当であるとする。

2 補充理由説明書

上記1において、原処分の理由について説明するとともに、本件諮問後、本件開示請求に係る追加の処分として、追加決定を実施したところである（詳細は下記（2）及び（3）参照）が、次のとおり、原処分及び追加決

定にかかる説明を補充する。

(1) 原処分における不開示部分及びその理由にかかる説明の補充

原処分における不開示部分及びその理由にかかる説明は上記1(3)イに記載したところであるが、次のとおり説明を補充する。

ア 公庫職員の個人に関する情報が記載されている部分のうち不開示とした部分

(ア) 公庫職員の個人に関する情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であり、法14条2号本文に該当するため、不開示とした。

なお、不開示とした公庫職員の氏名及び役職は、独立行政法人国立印刷局が発行している「職員録」に掲載されておらず、その他当該職員らの個人に関する情報を公表する慣行は存在しない。

(イ) 他方、原処分においては、審査請求人との面接等の担当者の氏名、債権管理における担当者の上長にあたる者の氏名、審査請求人からの照会に対応した職員の氏名にかかる情報については、法14条2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると考えられることから開示とした。

(ウ) ただし、上記(イ)において法14条2号ただし書イに該当するものとして氏名を開示した職員であっても、開示した部分以外の氏名の記載は、審査請求人との面接等に関する記載ではなく、公庫の内部手続に関して記載されているものである。当該内部手続の担当者が誰であるかは審査請求人が当然には知り得ないものであり、同号ただし書イに該当しないため、不開示とした。

イ 財務省及び中小企業庁の職員の氏名にかかる部分

今回、不開示の判断の妥当性について再度検討した結果、原処分における不開示部分のうち、財務省及び中小企業庁の職員の氏名にかかる部分については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）を踏まえ、法14条2号ただし書イに該当するものと判断し、開示することとする。

ウ 原処分における面接室のカメラで撮影された部分

(ア) 当該部分には公庫職員の容姿、声及び氏名その他の審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記録されているところ、これらの情報は法14条2号本文に該当し、また、当該部分から容易に区分して除くことができないため、当該

部分全体を不開示とした。

なお、当該部分に記録された審査請求人以外の第三者の容姿及び声は、審査請求人が単に知っているからといって直ちに法14条2号ただし書イに該当すると考えるべきではなく、審査請求人が知っている情報の精度や開示によって第三者に生じる不利益等諸般の事情を総合考慮して同号ただし書イに該当するかを判断すべきである。情報通信技術の発達により個人があらゆる情報を極めて容易に公にできる現在においては、第三者の個人に関する情報を開示することによって当該第三者に生じる不利益の程度は法施行当時と比較にならないほど増大しているといえ、同号ただし書イに該当するか否かの判断に当たり、第三者に生じる不利益の程度を重視する必要性は極めて大きいと言わざるを得ない。

審査請求人は、当該映像に記録されたとおりの光景を実際に見ていたわけではなく、また、映像と同じ程度に詳細に記憶しているわけではない。加えて、当該映像を開示した場合、映像が公となるおそれがある等第三者に生じる不利益が大きく、当然任意に開示することも想定されない。

よって、当該部分に記録された第三者の容姿及び声は、法14条2号ただし書イに該当しない。

(イ) また、面接室のカメラは面接内容を記録する役割とともに防犯対策上の役割も有している。そのため、当該部分の映像を開示することにより、カメラの死角等が明らかとなり、防犯対策上の支障が生じ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号柱書き及びロにも該当する。

(ウ) 以上より、当該部分に記録された第三者の容姿及び声は法14条2号ただし書イに該当せず、また、当該部分は同条5号柱書き及びロに該当するため、不開示とした。

エ 原処分における特定会社A～特定会社Bへ債務の引受に関する判断書類の全て

当該文書は、支店において保存されていた文書であり、公庫の内規において、顧客ファイル（事後手続）に収録する文書として区分され、その保存期間は完済処理日の翌年度4月1日から1年と定められている。

以上の定めにより、当該文書は、完済処理日（特定年月日A）の翌年度4月1日から1年を経過する特定年3月31日をもって保存期間が満了し廃棄したため、存在しないものである。

(2) 追加決定を実施した経緯

上記1(5)アに記載しているとおり、本件開示請求は、開示請求書

の記載から、審査請求人や財務省担当課等と公庫との間の対外的な交渉記録が開示を請求する保有個人情報であるとの認識のもと、保有個人情報の調査及び特定を行い、原処分を実施していたところである。

他方、審査請求人と財務省担当課間の苦情相談等の内容も本件請求保有個人情報に含まれるとする審査請求を受け、本件請求保有個人情報が含まれる文書の再調査を行った。その結果、公庫の対内的な記録である「連絡票」に、財務省担当者から聞き取った審査請求人と財務省担当課間の苦情相談等の内容が含まれていることを確認したため、当該文書に記録された本件請求保有個人情報を新たに保有個人情報として特定し、追加決定を実施した。念のため、改めて関係部署の執務室内の書架や書庫等の探索を行ったが、原処分及び追加決定において特定した保有個人情報の他に、本件請求保有個人情報を記録する法人文書の存在は確認できなかった。

なお、本件諮問にあたっては、原処分に対する審査請求と併せて、追加決定についても御審議いただきたい。

(3) 追加決定にかかる説明

ア 追加決定において特定した保有個人情報

連絡票のうち特定年月日Aから特定年月日Bまでの記録

イ 追加決定における不開示部分及びその理由にかかる説明

(ア) 債権管理に係る調査・確認に関する情報、債務者との交渉に係る事務情報及び公庫内部における審議・検討・協議に関する情報が記載された部分

公庫における債権管理手続及び債権管理内容のうち当該部分を開示した場合、交渉内容等を踏まえた今後の対応方針等に応じた債権回収行為の実施を事前に阻害されるなど、適正な債権管理事務の実施及び債権管理方針の判断に支障を来し、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、公庫の交渉当事者としての地位を不当に害するおそれ、公庫の経営上の正当な利益が害されるおそれ及びその他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条4号並びに5号柱書き、二及びトに該当するため不開示とした。

(イ) 照会対応に係る調査・確認に関する情報及び照会者との交渉に係る事務情報が記載された部分

公庫及び他機関（以下「公庫等」という。）における照会対応手続及び照会対応内容のうち当該部分を開示した場合、あらかじめ公庫等の取り得る対応を踏まえたうえで自らの交渉を有利に進めるような主張がなされるなど、適正な照会対応の実施に支障を来し、公庫等の交渉当事者としての地位を不当に害するおそれ、公庫の経営

上の正当な利益が害されるおそれ及び公庫等のその他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書き、二及びトに該当するため不開示とした。

(ウ) 公庫職員及び第三者の個人に関する情報が記載されている部分

当該部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記載されており、法14条2号本文に該当するため不開示とした。なお、公庫職員の個人に関する情報につき公表慣行がないことは上記（1）ア（ア）で述べたとおりである。

ただし、職員情報部分のうち、当該文書における審査請求人からの照会に対応した職員の氏名にかかる情報については、当該照会対応の際に氏名を名乗っている。したがって、当該情報は、法14条2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると考えられることから開示とした。なお、同号ただし書イに該当するものとして氏名を開示した職員であっても、開示した部分以外の氏名の記載は、審査請求人との面接等に関する記載ではなく、公庫の内部手続に関して記載されているものである。当該内部手続の担当者が誰であるかは審査請求人が当然には知り得ないものであり、同号ただし書イに該当しないため、不開示とした。

また、当該文書における審査請求人の妻に関する情報については、同人に対する意見聴取において、開示することの同意が得られていることから開示とした。

なお、財務省の職員の氏名にかかる部分については、今回、不開示の判断の妥当性について再度検討した結果、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）を踏まえ、法14条2号ただし書イに該当するものと判断し、開示することとする。

(エ) 公庫職員の印影部分

当該部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記載されており、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないことから不開示とした。

(オ) 電話番号等の連絡先が記載された部分

当該連絡先は、公表されているものではなく、開示した場合、関係者以外からの通信等や本来の目的ではない通信等が相次ぐことに

より公庫等の業務に支障が生じるなど、公庫の経営上の正当な利益が害されるおそれ及び公庫等のその他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書き及びトに該当するため不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年7月9日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年12月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成31年1月24日 審議
- ⑦ 同年2月12日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同年3月27日 審議
- ⑨ 同年4月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

- (1) 本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、4号並びに5号柱書き、ロ、ニ及びトに該当するとして不開示とし、請求保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。
- (2) 審査請求人は、一部開示決定された保有個人情報の外にも本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在するはずであり、また、不開示理由は抽象的で認められないなどとして原処分（一部開示決定及び不開示決定の双方）の取消しを求めていることから、請求保有個人情報1の対象となる保有個人情報の特定及び請求保有個人情報2の保有の有無について争うとともに、不開示部分の開示を求めているものと解される。
- (3) これに対し、諮問庁は、本件審査請求を受けて再調査した結果、別紙の2に掲げる文書6に記録された保有個人情報の存在を確認したので、これを新たに特定することとするが、その余は原処分を維持することが適当であるとして当審査会に諮問した。その後、処分庁は、平成30年5月28日付け日公総法第30-5号により、文書6に記録された保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、4号並びに5号柱書き、ニ及びトに該当するとして不開示とする追加決定をした。
- (4) 審査請求人は、追加決定後の平成30年7月2日付けの意見書（上記第2の2（2））を当審査会に提出し、追加決定の不開示部分について

も開示を求めており、諮問庁は補充理由説明書（上記第3の2（2））において、追加決定についても、本件諮問での審議を求めた上で、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、財務省及び中小企業庁の職員の氏名に係る部分は開示するが、その余の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）については不開示を維持するとしている。

（5）したがって、当審査会としては、追加決定も審議の対象に含め、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性、本件不開示部分の不開示情報該当性及び請求保有個人情報2の保有の有無について判断することとする。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

（1）審査請求人は、審査請求書において、処分庁が原処分により特定した保有個人情報以外に、公庫が、審査請求人と財務省担当課間の苦情相談等の内容に係る文書に記録された保有個人情報を保有しているはずである旨主張している。

（2）これに対し、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本審査請求を受け、本件請求保有個人情報が含まれる文書の再調査を行った結果、公庫の対内的な記録である「連絡票」に、財務省担当者から聞き取った審査請求人と財務省担当課間の苦情相談等の内容が含まれていることを確認したため、当該文書（文書6）に記録された保有個人情報を新たに特定し、開示等することとし、追加決定を行った。

イ 念のため、改めて関係部署の執務室内の書架や書庫等の探索を行ったが、文書1ないし文書5及び文書6に記録された保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。

（3）以下、検討する。

ア 文書6に記録された保有個人情報について、諮問庁から提示を受けて見分したところ、文書6には、審査請求人が公庫に対して申し立てた苦情に関する公庫と財務省及び中小企業庁とのやり取りが記録されており、当該保有個人情報は、請求保有個人情報1に該当するものと認められる。

イ さらに、諮問庁は、情報の探索方法や探索範囲について上記（2）イのとおり説明しており、このような探索方法や探索範囲について不十分であると認めるべき事情は見当たらない。

ウ 以上の点から、本件対象保有個人情報の外に、公庫において、請求保有個人情報1に該当するとして特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書1ないし文書3及び文書6のうち債権管理ノウハウが記録されている部分及び債権管理に係る方針決定の意思を形成する過程における意見に関する部分並びに文書1のうち決裁権者の債権管理方針に係る意思が表明されている部分及び債権管理の協議に関する部分について

ア 諮問庁は、標題の不開示部分について、債権管理に係る調査・確認に関する情報、債務者との交渉に係る事務情報、公庫内部における審議・検討・協議に関する情報などが記載された部分であって、これらを開示した場合、公庫における債権管理手続、債権管理内容を明らかにすることとなり、適正な債権管理事務の実施及び債権管理方針の判断に支障を来し、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、公庫の交渉当事者としての地位を不当に害するおそれ、公庫の経営上の正当な利益が害されるおそれ及びその他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条4号並びに5号柱書き、二及びトに該当する旨説明する。

イ 当審査会において標題の不開示部分を見分したところ、上記の諮問庁の説明は、これを否定し難く、当該部分を開示することにより、公庫の行う債権管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当すると認められるので、同条4号並びに5号二及びトについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 文書1、文書4及び文書6のうち公庫職員の個人に関する情報が記載されている部分並びに文書4及び文書6のうち公庫職員の印影部分について

ア 諮問庁は、標題の不開示部分について、以下のとおり説明する。

当該部分は、公庫の職員に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記載されており、法14条2号に該当する。

また、公庫において、不開示とした公庫の職員の氏名及び役職を公表する慣行はなく、当該職員が本件苦情処理に係る事務に携わったとしても、その氏名等は審査請求人が当然に知り得る情報ではないことから、法14条2号ただし書イに該当しない。

イ 上記の諮問庁の説明も踏まえ、以下、検討する。

- (ア) 標題の不開示部分のうち、下記（イ）を除く部分には、公庫の職員の氏名、印影及びメールアドレスが記載されていると認められ、これらは法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当すると認められる。これらの情報について公表慣行がないとする上記アの諮問庁の説

明を覆すに足る事情はなく、審査請求人が知り得ているとする特段の事情も認められないことから、法14条2号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項の部分開示の余地はない。

(イ) 他方、別紙の3(1)及び(2)に掲げる部分についても、諮問庁は、法14条2号に該当するとして不開示としているが、当審査会において見分したところ、別紙の3(1)に掲げる部分には、同号に該当する記載は認められず、また、別紙の3(2)に掲げる部分には、公庫の職員の所属及び職名が記載されていると認められるところ、当該部分は、同号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するが、同号ただし書ハに該当すると認められる。

ウ したがって、標題の不開示部分については、上記イ(イ)の部分は、法14条2号に該当しないことから、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書5のうち、防犯カメラで撮影された部分について

ア 諮問庁は、標題の不開示部分について、これを開示することにより、防犯カメラの死角等が明らかとなり、防犯を目的とする対策上の支障が生じ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書き及びロに該当するため不開示とした旨説明する。

イ 当該部分は、金融機関である公庫の支店に設置された防犯カメラで撮影されたビデオ記録であることから、これを開示すると、当該記録から、カメラの性能や総体的な可視範囲が明らかとなり、その死角等を利用した犯罪行為の実行を容易にするなど、防犯対策上の支障が生じるとの諮問庁の上記説明は首肯できる。

ウ よって、標題の不開示部分は、法14条5号ロに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書5のうち、面接室のビデオ記録について

ア 諮問庁は、標題の不開示部分について、以下のとおり説明する。

(ア) 面接室のビデオ記録の映像及び音声には、公庫の職員の容姿、声及び氏名、第三者の氏名その他の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)が記録されており、これらの情報は法14条2号に該当し、また、当該部分から容易に区分して除くことができないため、当該部分全体を不開示とした。

(イ) ただし、当該部分のうち、審査請求人と公庫の職員が行った面接に係る情報については、当該面接の際に審査請求人自身が体験した

情報であることなどから、当該面接における審査請求人と公庫の職員とのやり取りを书面化して開示した。

(ウ) 審査請求人は、面接室のビデオ記録の映像と全く同じ光景を実際に見ていたわけではなく、当該映像と同じ程度に詳細に記憶しているわけでもないことから、当該部分に記録された公庫の職員の容姿及び声に関する情報は、法14条2号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

(エ) また、面接室のビデオ記録は、面接内容を記録する役割とともに、防犯対策上の役割も有しており、これを開示することにより、カメラの死角等が明らかとなり、防犯を目的とする対策上の支障が生じ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書き及びロに該当する。

イ 上記の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

(ア) 標題の不開示部分は、公庫の特定支店の面接室で審査請求人と公庫の職員が面談した様子のビデオ記録であり、審査請求人及び公庫の職員の容姿や態様及び音声記録されている。

(イ) 当該記録の映像のうち、公庫の職員の容姿等は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報に該当すると認められ、また、審査請求人は、面接室のビデオ記録の映像と全く同じ光景を実際に見ていたわけではないとする諮問庁の説明も首肯でき、そうすると、当該映像は、審査請求人が知り得る情報に該当しないとすると諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当する事情は認められない。

また、当該情報は、個人識別部分であることから、法15条2項の部分開示の余地はない。したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条5号柱書き及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人の容姿等については、上記のような事情は認められないが、当該情報の性質上、公庫の職員の容姿等を容易に区分して除くことができない以上、これも含めて映像全体を不開示としたことは妥当である。

(ウ) 一方、公庫の職員の音声も、容姿等と同様に、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報に該当すると認められるが、当該音声は、当該面接の際に公庫の職員が発言した内容であるところ、これは審査請求人が知り得る情報であるといえ、また、処分庁が、発言内容について文書化したものを原

処分において開示していることも踏まえると、公庫の職員の音声部分は、同号ただし書イに該当すると認められる。

(エ) また、面接室のビデオ記録の音声については、これを開示しても防犯を目的とする対策上の支障が生じるとは認め難く、法14条5号柱書き及びロには該当しない。

ウ よって、標題の不開示部分のうち映像部分は、法14条2号に該当し、同条5号柱書き及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、音声部分は、同条2号並びに5号柱書き及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) 文書6のうち、照会対応に係る調査・確認に関する情報及び照会者との交渉に係る事務情報が記載された部分について

ア 諮問庁は、標題の不開示部分について、公庫等における照会対応手続及び照会対応内容のうち当該部分を開示した場合、あらかじめ公庫等の取り得る対応を踏まえたうえで自らの交渉を有利に進めるような主張がなされるなど、適正な照会対応の実施に支障を来し、公庫等の交渉当事者としての地位を不当に害するおそれ、公庫の経営上の正当な利益が害されるおそれ及び公庫等のその他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書き、二及びトに該当する旨説明する。

イ 当審査会において、標題の不開示部分を見分したところ、当該部分には、審査請求人からの公庫に対する苦情等について、当該苦情の公庫内部での処理区分及び当該苦情への対応に関する公庫の担当者と財務省の担当者とのやり取りが記録されていると認められ、これを開示することにより、公庫等の適正な照会対応の実施に支障を来すおそれがあるとの上記アの諮問庁の説明は、これを否定し難い。

ウ したがって、当該不開示部分は、法14条5号柱書きに該当し、同号二及びトについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書6のうち、電話番号等の連絡先が記載された部分について

ア 諮問庁は、標題の不開示部分に記載された連絡先は公表されているものではなく、開示した場合、関係者以外からの通信等や本来の目的ではない通信等が相次ぐことにより公庫等の業務に支障が生じるなど、公庫の経営上の正当な利益が害されるおそれ及び公庫等のその他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書き及びトに該当する旨説明する。

イ 当審査会において標題の不開示部分を見分したところ、当該部分には、公庫の担当部署の直通電話番号、内線番号及びファックス番号並びに財務省の担当部署の直通電話番号が記録されていると認めら

れ，そうすると，上記アの諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点はなく，これを覆すに足る事情も認められない。したがって，当該不開示部分は，法14条5号柱書きに該当し，同号トについて判断するまでもなく，不開示とすることは妥当である。

4 請求保有個人情報2の保有の有無について

(1) 諮問庁は，公庫の内規では，債務引受に関する判断資料は顧客ファイル（事後手続）に収録する文書に区分されるが，その保存期間は完済処理日の翌年度4月1日から1年間と定められているところ，本件債務引受に係る事案の完済処理日は特定年月日Aであり，その翌年度4月1日から1年を経過する特定年3月31日を持って保存期間が満了し廃棄したため，存在しない旨説明する。

(2) 当審査会において，諮問庁から，公庫の文書管理に関する内規の提示を受け確認したところ，上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足る事情も認められないことから，公庫において請求保有個人情報2を保有しているとは認められない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求に対し，請求保有個人情報1につき，文書1ないし文書5に記録された保有個人情報を特定し，その一部を法14条2号，4号並びに5号柱書き，ロ，ニ及びトに該当するとして不開示とし，請求保有個人情報2につき，これを保有していないとして不開示とし，さらに，請求保有個人情報1につき，文書6に記録された保有個人情報を追加して特定し，その一部を同条2号，4号並びに5号柱書き，ニ及びトに該当するとして不開示とした各決定については，公庫において，本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報1の開示請求の対象として特定すべき保有個人情報及び請求保有個人情報2を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報2を保有していないとして不開示としたことは，いずれも妥当であり，諮問庁がなお不開示とする部分のうち，別紙の3に掲げる部分を除く部分は，同条2号並びに5号柱書き及びロに該当すると認められるので，同条4号並びに5号ニ及びトについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であるが，別紙の3に掲げる部分は，同条2号，5号柱書き及びロに該当せず，開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

- (1) 交渉記録・ビデオ・役所との対応等の記録全てのうち特定年月日B～特定年月日Cまでの記録（開示請求に係る問合せ・対応を除く。）
- (2) 特定会社A～特定会社Bへ債務の引受に関する判断書類
- (3) 特定会社A～特定会社Bへ債務の引受に関する交渉記録

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

- 文書1 特定債権業務センターにおける交渉記録一覧表のうち特定年月日Bから特定年月日Cまでの記録
- 文書2 特定支店中小企業事業における交渉記録一覧表のうち特定年月日Bから特定年月日Cまでの記録
- 文書3 特定支店中小企業事業における交渉記録一覧表のうち特定会社Aから特定会社Bへの債務引受に係る記録
- 文書4 交渉記録（開示請求者以外の者との交渉に係るもの）
- 文書5 特定支店におけるビデオ記録（ただし、書面化したものについて開示する。）
- 文書6 連絡票のうち特定年月日Bから特定年月日Cまでの記録

3 開示すべき部分

- (1) 文書4の2枚目の「内容」欄の不開示部分
- (2) 文書6の不開示部分のうち、以下の部分
 - ア 1枚目の「内容」欄の1行目の3文字目ないし9文字目及び14文字目ないし20文字目
 - イ 2枚目の「内容」欄の2行目の3文字目ないし9文字目、17行目の9文字目及び10文字目、20行目の3文字目及び4文字目並びに36行目の9文字目及び10文字目
 - ウ 3枚目の「内容」欄の19行目の9文字目及び10文字目並びに27行目の9文字目及び10文字目
 - エ 4枚目の「内容」欄の8行目の9文字目及び10文字目、12行目の9文字目及び10文字目並びに18行目の3文字目及び4文字目
 - オ 5枚目の3行目ないし7行目の不開示部分のうち、公庫の職員の氏名を除いた部分
 - カ 7枚目の3行目ないし7行目、30行目及び48行目ないし50行目の不開示部分のうち、公庫の職員の氏名を除いた部分
 - キ 8枚目の2行目、3行目及び22行目の不開示部分のうち、公庫の職員の氏名を除いた部分

ク 9枚目の3行目ないし6行目, 17行目ないし19行目, 21行目,
22行目, 33行目ないし35行目及び37行目の不開示部分のうち,
公庫の職員の氏名を除いた部分

ケ 12枚目の3行目ないし5行目, 20行目ないし22行目及び24行
目の不開示部分のうち, 公庫の職員の氏名を除いた部分

(3) 文書5のうち, 面接室のビデオ記録の音声部分